

議会改革推進会議第5回会議

- 1 日 時 令和5年2月16日（木）午前10時00分開会
午前10時55分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 瘡師富士夫
委員 山本 徹、奥野詠子、井上 学、山崎宗良、
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正

瘡師委員長 ただいまから第5回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方には、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、本日は、この後の日程上、11時までには会議を終了したいと考えております。皆様方には活発に御議論いただきますとともに、かつ円滑な運営に御協力をお願いしたいと思います。

なお、杉本委員から10分程度遅れる旨の連絡がありましたので、お知らせをしておきます。

それでは、協議事項1、IT活用の推進のうち、①のオンライン委員会の実施に係る規定整備について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） 2ページの資料1-1「オンライン委員会の実施に係る規定整備について」を御覧ください。

前回の会議でも規定整備案について提案させていただきましたが、その際にいただいた御意見等を踏まえて再検討しました修正案を御説明します。

前回の繰り返しになる部分もありますが、改めて経緯から簡単に説明させていただきます。

経緯は記載のとおりですが、令和2年からのコロナ禍をきっかけ

にしまして、オンライン会議が急速に普及した中、地方議会のオンライン開催についての議論もなされたところです。

そこで、令和2年4月30日に総務省通知で示された見解が、記載の「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に「映像と音声の送受信により…委員会を開催することは差し支えない」というものでした。

なお、本会議への出席については、地方自治法上、「現に議場にいることと解されている」として、オンラインは今まで認められておりません。

これに関して少し補足させていただきまして、先般2月7日に総務省が新たな通知を発出しました。報道でも御覧になっているかと思いますが、資料の下の方に行っていただきまして、9ページから10ページにその通知をつけております。

10ページ目のQ&Aの左側の問いの1番目、下から3行目を読みますと、「議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か」に対し、右側の答えの要点を拾いますと、まず2つ目の丸で、「地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されている」、これは従来の見解どおりです。その次の丸の内容を要約しますと、3行目あたりからですが、議決事件の内容を明確にするための討論や質疑は、議場において行わなければならない。したがって、オンラインはできない。これも従来どおりです。

4つ目の丸の記載が今回の新たな見解で、議決内容に関わらない行政事務全般についての執行機関の見解をただす趣旨での質問、いわゆる一般質問ですが、これについては、各団体が規定整備を講じれば、事情があつて議場に参集できない欠席議員がオンラインによる方法で質問することは差し支えない、というものになっています。

委員会については、その下の問いの2番目にあるように、オンラ

インによる出席は可能かという問いですが、これについては右側の答えのほうで、簡単に言いますと、規定整備を講じれば差し支えないとあります。

上の問いによる本会議では、あくまでもオンラインによる出席は認められない。ただ、欠席の立場でオンライン質問することは可能ですよと初めて見解を示したのが今回の通知です。

本会議と委員会の決定的な違いは、委員会はオンラインによる出席が認められるが、本会議はオンラインで質問はできるけれども、それは欠席議員の立場からということです。

本県で本会議にこれを導入できるかといいますと、まず質問の内容を議決事件に関わらないものに制約する必要があるということ。また、議場での設備面の対応など課題は多いと考えております。まずはオンライン委員会を導入した上で、本会議についても研究をしていきたいと思っております。

2ページに戻って、経緯のところですが、令和2年5月からですが、総務省の通知以降、各地方議会で規定整備が進んでおります。都道府県レベルでは、そこに「23都道府県が整備」と書いております。前回の会議では19都府県で整備済みと説明していましたが、さきの12月定例会で、北海道はじめ4団体がさらに条例改正を議決しましたので、現在、計23都道府県で整備済みとなっているところです。

本県でも、IT活用検討委員会での模擬実施の経過も踏まえて規定整備をしようというものです。

基本的な考え方は、資料中央部分の枠囲みに記載のとおりです。スケジュールもお示ししておりますが、委員会条例の一部改正と、具体的な運営に関するオンライン委員会運営要綱の制定を考えております。両方ともこの会議で協議をいただいた上で、2月定例会中の議会運営委員会に諮りまして、条例改正は本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。来年度4月1日からの施行で進めたいと思っております。

具体的な規定整備案の説明に移ります。

資料の下の部分になります。大前提となる開会事由の設定ですが、前回、案をお示ししました。資料の下の部分、ポツが3つありますように、他県が認める開会事由の3項目、重大な感染症、大規模災害、育児・介護等の個別事由、これらについては、本県ではそのいずれも対象にしたいとしておりますが、3番目の育児・介護等の個別事由については、議会の欠席事由としても会議規則で定められているところでありまして、また、ほかの都道府県議会でも、右の図にありますように、条例に明記している団体は5団体と少数派の状況です。そこで、本県はどうすべきかについて、前回御議論いただいたところですが、これについては、まず、こうした個別事由を対象とすることに特に反対の御意見は出ていなかったところですが、ただ、前回、具体的な運用を議論していただいた中で、感染症や災害などの社会的な緊急事態と育児・介護などの個人的な事由というのとはかなり性質が違うので、分けて考えたほうがよいのではないかという御意見はありました。

それから、もう少し他県状況を調査しましたら、条例にその他などの包括規定を設けて、その他の中に、育児や介護、そのほか議員が負傷した場合、けがをした場合などの個人的事由を見込んでいる団体も7議会あったところですが、

そこで、もう一度考え直しまして、開会事由の考え方と条例の書きぶりは少し見直す案としております。

資料、下から3行目のただし書以下がその見直し内容ですが、本県においても、育児、介護等は、条例において例示は行わず、「その他やむを得ない事由」（包括規定）の範疇とするという案にしております。

条例の文案を一旦見ていただいたほうが分かりやすいと思いますので、5ページを御覧ください。

現行の第10条、招集の後に、真ん中の改正案ですが、委員会の開

会方法の特例に関する条項第10条の2を新設します。このやり方は他県と共通です。

第1項を読み上げますと、「委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であって、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）を活用して委員会を開会することができる」、このようにしたいと思います。

開会の決定は、招集権を持つ委員長が行います。その事由は、1行目から2行目にありますように、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生、その他やむを得ない事由という規定にしたいと考えております。

第2項ですが、委員のオンライン出席の許可も委員長が行うこととしています。委員長がオンライン開会の決定権、それから出席の許可権を持つという規定は、ほかの地方議会と共通のところでは

2ページ目にお戻りください。

下のほうの「ただし」からの説明ですが、このように育児、介護を例示せず、その他の中に含めた理由ですが、一番下の括弧内にお示ししていますが、会議規則に定める欠席事由でもあり、感染症、災害等の社会的影響の大きい事象に比して、個別具体の事情を考慮した厳格な運用が求められるということです。

実際の運用においても、もともと委員会室への出席が基本なので、育児、介護だけをもって無条件にオンラインでの開会を決めるのではなくて、実際の参集の困難性を認めた場合に委員会の適切な運営ができるかなどの観点から判断する方針としたいということでの提案です。

次に、3ページにお進みください。前回の会議でもう一つ課題が出されておりました。安定的な運営のため、委員長の職務は当面オン

ラインではできないことにしますということで、正副委員長のオンライン出席は認めないという案をお示ししたところ、正副委員長は、一委員の立場としてならオンライン出席はできるのだから、オンライン出席できるようにして、意見を述べたりできたらいいんじゃないかという御意見がありました。

これについては、参考としてですが、他県の状況をヒアリングしてみた結果が、上の部分の図にお示ししているものです。

まず1つ目、委員長の職務の遂行については、8割超の議会がオンラインではできないとしています。次に、その場合、委員としてオンライン出席できるかなんですが、委員長についてはできない。委員会室に来られなければ欠席になるというところが半数超、7割でした。

主な理由は、委員長がその職務を行わず出席することが想定されていない、オンライン委員会そのものが特例なので限定的な運用にしているということでした。

ちなみに、一委員として出席できるとしている団体も6団体ありました。ただ、いずれも意見を述べることはできると言われるのですが、では、議決採決への参加はどうですかと聞きましたら、想定していないという意見でした。

ちなみに、都道府県レベルで、実際に委員長が一委員として出席した事例は今のところなく、オンラインによる委員長の職務もまだ行った例はないようです。皆さん、一応仮定の話としてルールを決めているという状況です。

それから、副委員長ですが、これについては、委員長ほど厳格ではなく、一委員としてオンライン出席できるとしている団体が半数を超えているところでした。

こういう状況も参考にした上で、本県の取扱いを改めて考えまして、まず、委員長の職務は、委員会室に出席してのみ行うものとする。これは当初の案のとおりです。委員長が委員会室に来られない

場合、これは委員会条例における委員長の職務代行の規定での委員長に事故があるときとみなしまして、委員会室に参集できる副委員長が（委員長の職務を）行います。また、この副委員長も委員会室に来られない場合は、委員会室に参集できる委員のうち年長の委員が委員長職務を行うこととなります。

2つ目、御意見のあった委員長の一委員としてのオンライン出席ですが、委員長はやはりオンライン出席できないものとしたと思います。

理由としては、本県の委員会条例を再度確認して、行政実例も調べたのですが、委員長というのはその委員会によって選任されているもので、選任された段階で、その職務を行わずに一委員として出席することや議決に加わることが想定されていない状態です。

もしオンラインの場合だけ自由に意見を言ってもよいとか、議決に加われる、あるいは議決に差し障りがあるのなら、意見だけ言って議決に入らないのはどうかといった場合に、出席委員の数には入ってくるので、それで議事や議決を行ってしまうと、後々疑義が生じるおそれがあるとも考えられますので、ルールとしては、通常の方法による委員会における委員長の立場を超えることのない取扱いとして、オンライン出席はできないことにしたいと考えます。

3つ目、副委員長ですが、こちらは修正案としまして、副委員長は、通常の方法の委員会でも、委員長の職務代行を行っていない場合は一委員として発言し、議決にも加わっている立場ですので、これを鑑みて副委員長はオンライン出席できることにしたいと思います。

以上の課題整理を踏まえた規定整備案の概要が4ページになります。

上の部分は委員会条例の一部改正案です。繰り返しになりますが、特例条項を新設して、オンライン委員会を開会方法の特例とし、その要件を規定します。

開会事由はさきに御説明したとおりです。

委員長が開会の決定、委員のオンライン出席の許可を行うことも御説明したとおりです。

それから、許可を得たオンライン出席委員は、定足数・表決等における出席委員であると規定します。これにより費用弁償の対象になります。

秘密会は開催不可とします。参考人のオンライン出席については、総務省の通知においては、オンライン委員会や委員のオンライン出席の有無に関わらず差し支えないとされているところなので、今回、併せて規定整備をします。

また、具体的な運用方針は、議長が別に定めるものと規定し、これを受けて運営要綱を制定します。下にお示しのとおりです。

主な規定事項ですが、まずオンライン出席委員の責務、情報セキュリティ対策、現にいる場所にほかのものを入れないなど、委員会室に出席しているときと同じ状態を保っていただきます。

それから、オンライン委員会の開会手続です。

まず、委員の請求または実情による判断で、委員長が開会を決定し委員へ通知します。

次に、2番目として、オンライン出席を希望する委員は出席申請を行い、これを委員長が許可します。

なお、※印にお示ししますとおり、委員長は、その開会決定やオンライン出席の許可に当たり、副委員長及び各会派代表者の意見を聞くことができることにしたいと思います。

次に、議事の進行ルールとして、オンライン出席委員の確実な本人確認や意向確認のための規定を設けます。具体的には、本人の映像と音声、両方が確認できる場合に限り出席扱いとします。表決の宣告時にも映像と音声を確認できることを表決参加の条件とします。表決の確認は、挙手と発言により1人ずつ確認を行います。また、委員長は秩序保持のため、通常の委員会室開催でしたら退室を求め

ますが、その代わりに回線の遮断を行うことができるものとします。

その下の委員長の職務と正副委員長のオンライン出席の扱いは、さきに御説明したとおりです。

運営要綱全体の案については、7ページから8ページでお示ししています。時間の都合上、説明は省略させていただきます。

以上、オンライン委員会の実施に係る規定整備についての説明になります。

瘡師委員長 それでは、皆様方から御意見、御質問等あれば、お願いしたいと思います。

藤井委員 規定については分かりました。運用に従い、ヘッドセットなどを利用して、オンラインで参加している人がいて、加えてリアルで委員会に出席している人がいて、委員会室に何かモニターみたいなものを設置されるということでしょうか。例えば、この委員会室に、仮に私がオンラインで参加するとした場合、どういう形になるのか。私は皆さんからどういうふうに見えるのでしょうか。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） お答えします。

今、予算特別委員会で使っているディスプレイを使うことを考えております。委員会室のキャパシティーもあり、全ての委員会室にディスプレイを設置して確認してはいないのですが、基本的に、オンライン委員会はディスプレイを設置できる場所で開催したいと思っています。設置場所は、委員の方から見える、例えば委員長の後ろ、それから、もう1カ所置いたほうが良いと思っております。反対側、報道機関からも見えるのが理想かなと思います。委員長は御自分のタブレットからもオンライン会議に参加していただき、手元の画面でも見られるようにします。委員会室では、オンライン出席者をディスプレイに映し出し、反対に、自宅や事務所からオンライン参加している委員は、なるべく会場の全体が映るような場所にカメラを設置して、タブレットで会場全体の様子が分かる映像が見られるようにしたいと考えております。

藤井委員　ちなみに、テストをやったとおっしゃっていましたか。実際に、それをやって良好だったということでしょうか。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長）　完璧ではないのですが、大体確認できると。あとは中継をどうするか、マイクに音声を入れ、またスピーカーからオンライン出席委員の音声も音響システム中に取り込まなければいけないので、そのところがまだ完璧な状態にはなっていないのですが、規定整備した後も、IT活用検討委員会などで、引き続きテストをして、なるべくきちんとできるように進めていきたいと思います。

藤井委員　もう1点、完全オンライン委員会というのは開くことができないという理解でいいですか。委員長が出席しなければいけないということは、全員がオンラインで委員会をすることはできない規定になっているという理解でよろしいですか。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長）　そうです。当面そのようにしたいと思います。

瘡師委員長　ほかにございますか。

山崎委員　今の完全オンラインの話ですが、災害等で、どうしても委員会を開く必要があるが、委員長が議場に来ることができないといった場合も想定されることがあると思いますけれども、そういうときは開催しないことになっちゃうのか。

瘡師委員長　全員がということ。

山崎委員　委員長が来られないときが起きると思うんですね。そういうときに、委員長が来られないから開催できないというふうになるのかなということです。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長）　委員全員がいらっしゃらなければ、安定的な運営も担保できないので開会できないということです。何人かは出て来られるといった場合には、委員長が出て来られない場合は、先ほど御説明した職務代行の規定により副委員長にお願いし、副委員長も出て来られない場合は、出て来られる委員の

中から年長の委員に職務代行をお願いすることになります。

瘡師委員長 ほかにございますか。

それでは、オンライン委員会に係る委員会条例の改正、オンライン委員会運営要綱の制定に関しまして、このとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ありがとうございます。

事務局（青柳議事課長） この後、法規係とも協議しますので、字句修正等が入ることもあろうかと思っておりますので、その辺はお任せいただければと思います。それと、こういう仕組みを設けることがまず大事でございまして、細かい運用につきましては、新年度以降、御要望と御意見も踏まえながら充実してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

瘡師委員長 それでは、次に移ります。②のペーパーレス化に係る規定整備について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柏議事課長補佐） 資料1-2、ページで言えば11ページ、「富山県議会貸与タブレット端末使用基準」についてです。

今年度は試行期間ということで、試行導入に係る基本方針としてタブレットを運用しておりましたが、来年度から本格導入しますので、この基本方針を使用基準として定めたいと考えております。

基本方針からの改正部分は、下線の引いてある箇所になります。

まずタイトル、名称ですが、使用基準とするということと、2番目の端末の利用範囲のところは、予算特別委員会等を表に出して記載し、正副委員長会議、全員協議会は「協議または調整を行うための場」に含まれますので、それを記載する修正等をしております。

そのほか、6番目の端末の管理等における遵守事項のところですが、(4)番、アプリケーションソフトを端末にインストールするときは事前に届出をお願いしておりますが、会派で使用するアプリケーションソフト、例えばプリンタードライバーなどは除くというこ

とで規定を再整備したいと思っております。

6番の個人情報関係については、7番と統合し整理しまして、6番は、議員が作成し、端末に保存したデータについては、定期的に議員がバックアップを行うということを改めて記載したいと思っております。

使用基準については、以上のとおりの形で定めたいと思っております。

続けて、資料1-3、12ページになりますが、「タブレット端末の本会議等への持ち込みについて」です。

こちらも今年度は試行期間ということで、先例の例外的な取扱いとして運用しておりましたが、来年度からは本格的に実施しますので、この先例を次のとおり改正したいと思っております。

改正内容ですが、改正案のところ、「本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン、パソコン等（議会で導入したタブレット端末及び説明員のパソコン等は除く。）の持ち込みは自粛する」というふうに改正したいと思っております。

これにつきましては、2月定例会中の議会運営委員会で協議を行っていただきまして、最終的には議運の申合せという形で決定したいと思っております。

資料1-2と1-3についての説明は以上です。

瘡師委員長 それでは、皆さんから御意見、御質問等あればお願いしたいと思えます。

それでは、貸与タブレット端末使用基準の制定、タブレット端末の本会議等への持ち込みに係る先例の改正については、今の説明のとおりでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 次に③タブレット端末の回収及びリカバリについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柏議事課課長補佐） 改選に伴いましてタブレット端末を再

割当てする必要があるとして、現在貸与している端末を一旦回収し、リカバリ（初期化）したいと考えております。

その作業については、次のとおり考えております。

1 番、タブレット端末の回収ですが、回収対象物は議会から貸与したもので、端末本体、カバー、充電器等です。

回収時期は2月定例会の最終日、3月15日、本会議（採決）の日までと考えております。

実際の回収方法は、本会議（採決）終了後に、事務局職員が控室を回りまして一式を回収したいと考えております。

2番のリカバリ（初期化）についてですが、初期化する端末は、引退される方のタブレット端末のみ作業を行いたいと考えております。ですので、任期が継続される方のタブレットについては初期化を行いません。一旦お預かりしますが、再度同じ端末をお貸しするという事で考えております。

リカバリに当たっての特記事項は、事務局では端末のデータ等のバックアップは行いませんので、タブレットにもし必要なデータがある場合は、議員のほうで回収前に個人所有の媒体等に移しておいていただきたいと思います。そういったことを周知したいと考えております。

事務局で用意したアカウント等については、アカウント内のデータを削除し、パスワードを変更するという事で考えております。この作業自体は、投票日以降に行いたいと考えております。

この資料についての説明は以上です。

瘡師委員長 何か質問等ございましたらお願いします。

それでは、タブレット端末の回収等については、今の説明のとおりでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ありがとうございます。

次に、④の B o x の利用について事務局から説明をお願いします。

事務局（柏議事課課長補佐） 資料1-5、14ページ、Boxの利用についてですが、現在、議会関係の資料についてはGoogleドライブを利用して配付しておりますが、Boxを利用する方法に変更したいというものです。

理由は、県で新たに紙・データ共通での機密性に応じた取扱いを規定する情報管理基準が策定され、あわせて、クラウドサービス利用ルールを明確化した外部サービス利用に関する基準も策定されました。その基準によりますと、Googleドライブを利用して個人情報に記載した資料を共有することができないため、人事議案等のデータを配付することができないことになりまして、ペーパーレス化の本格実施の際に支障になるということです。

実際に支障となる資料は、人事議案や請願陳情文書表になります。

どう変更するかということですが、Boxというクラウド上のファイル共有サービスを利用したいと思っております。Box自体は執行部において現在利用中で、県の外部サービス利用基準に合致したものです。

それがどういうものかといいますと、次のページ、15ページになりますが、画面のハードコピーを資料として添付しております。画面の下のほうにBoxというアイコンが丸で囲ってありますが、これをクリックしていただくと、議員⇄事務局というフォルダー、議員と事務局で資料のやり取りをするフォルダーがありまして、その中に、本会議、予算特別委員会、常任委員会、会議録というフォルダーが入っています。

本会議を開くと、この画面上ではショートカットしておりますが、本会議の中には令和4年11月、9月、6月というフォルダーが入っておりまして、さらに11月定例会の中を開くと日毎に、11月28日の中には本会議配付資料として、いつもデータでお配りしていますが、議事日程や議会に説明のために出席する者の職氏名、議員提出議案という形で資料が入っておりますので、これを見るような形にした

いと思っております。

前のページに戻りまして、5番、利用のメリットですが、(1)の①、当然、人事議案等のデータ共有が可能になるということ、②ファイルのダウンロードがこれまでのG o o g l eドライブよりは容易になると。あと、イメージはつかんでいただけたかなと思いますが、③B o xアプリ自体が定例会ごとと階層別にフォルダー管理されていますので、資料の検索だとかファイル管理が容易になるのかなと思っております。

ただし、デメリットとしては、これまで、個人のスマートフォン等から割り当てたG o o g l eアカウントを利用し会議資料等の情報を入手することができましたが、それが不可能になってしまうという問題があります。

このB o xアプリインストールのスケジュールにつきましては、2月定例会最終日に事務局でタブレット端末を回収しますので、その際にインストールしたいと思っております。実際の利用は令和5年度からを予定しております。当然、説明会の開催やマニュアル等を配付したいと考えております。

最後に、資料の配付、閲覧については、G o o g l eドライブの利用から、今度はB o xを利用するということで大変申し訳ないのですが、やはりペーパーレス会議システムの導入も検討すべきではないかという御意見もありますので、議員、事務局双方の利便性や効率性も考えて、また体験会等を実施することも想定して、導入の有無を次年度、検討していきたいと思っております。

以上です。

瘡師委員長 何か質問等ございましたら。

それでは、B o xの利用については今の説明のとおりでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ありがとうございます。

次に、協議事項２、ハラスメントに係る相談体制の整備について事務局から説明をお願いします。

事務局（朴木総務課課長補佐） それでは、資料２－１「ハラスメント相談体制概要」を御覧ください。16ページになります。

この資料につきましては、前回の会議と変わっておりませんので、説明は省略させていただきますが、事務局では今、ハラスメント相談員の人選を進めております。資料では、ハラスメント相談員A、B、C、複数名に委嘱すると書いてありますが、今のところ事務局では3名に委嘱するというところで準備を進めているところです。

次に、資料２－２、17ページの「富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱（案）」を御覧ください。

前回お示しした要綱案は、福岡県の条例に倣って作成したものでしたので、非常に厳格な文言、表現で規定された案となっております。例えば、議員の責務についても、「議員活動における自らの言動を厳しく律しなければならない」という表現になっていたのですが、事務局では、要綱としてはそぐわないのではないかと考え、委員長のお了解の上、もう少し緩やかな表現に修正しております。

具体的に修文した箇所は、第1条の目的、それから今ほど申し上げました第3条の議員の責務、第4条の啓発、研修等、あと18ページになりますが、第6条の相談事案への対応の表現を修正しております。

今回の要綱案を最終案としたいと考えております。

私からの説明は以上です。

瘡師委員長 何か御意見、質問等ございましたらお願いしたいと思えます。

井加田委員 要綱案について、今ほど、説明のあったところは修文済みということでしょうか。

瘡師委員長 そうということです。

ほかにございますか。

そうしましたら、ハラスメントの防止に関する要綱についてはこのとおりとさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 ありがとうございます。

次に、協議事項 3、本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果について事務局から報告願います。

事務局（朴木総務課課長補佐） 資料 3 「本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の報告」を御覧ください。19ページです。

11月30日の代表質問終了後に実施しました避難訓練につきましてアンケートを実施しましたところ、10名の方から回答をいただきました。

アンケートでは、災害時の避難や議会運営などの方法について、課題や今後改善が必要と思われることについてお伺いしております。

災害時の避難や議会運営についていただいた御意見は、記載のとおりとなっております。

来年度以降も避難訓練を継続的に実施することとしまして、いただいた御意見を踏まえまして、今後の実施方法の改善を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

瘡師委員長 ただいまの御報告に対し、御意見、質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、いただいた御意見を参考にこれからも取り組んでいきたいと思っております。

次に、協議事項 4、令和 4 年度行動計画の進捗状況について事務局から説明願います。

事務局（青柳議事課長） 20ページの資料 4 を御覧ください。「令和 4 年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について」でございます。

主なものについて御説明いたします。

左の欄に行動計画の項目、真ん中が今年度の実施結果・検討結果、

右の欄が今後の方向性となっております。

1 番目は省略しまして、2 番目の住民との情報共有の推進、(1) 議会広報の充実でございます。

7 月に、議会広報紙「TOYAMA ジャーナル」の第 2 号を発行いたしました。次のページに記載のとおり、県内高校生には約 3 万 1,000 部、それからそこにあるとおり、公民館・コミュニティセンター、図書館等には 1 万 8,300 部を配布するとともに、県議会ホームページに掲載しております。

一番下に〈参考〉として書いてありますが、本ジャーナルは日本地域情報コンテンツ大賞 2022 の W E B 部門において優秀賞を受賞しております。

それから右へ行きまして方向性ですが、来年度も年 1 回発行いたしまして、関係のところに配布し、県議会ホームページに掲載して、しっかりと広報していくこととしたいと考えております。

次に、(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信でございます。

11 月定例会から全常任委員会の録画配信を開始しております。今後も S N S 等を利用した県議会の効果的な情報発信を検討することとしていきたいと考えております。

次のページに行きまして、3、主権者教育の推進と住民参加の取組でございます。

1 番目は先ほど御説明しましたが、2 番目、高等学校での出前講座を実施しました。私立高校、御覧の 2 校に加え、今年度は県立高校 1 校で実施したところでございます。生徒数は、御覧のとおりですが、全体で約 600 名近くになっております。

方向性につきましては、来年度も本ジャーナルを県内の高校生に配布するとともに、高等学校での出前講座、県議会議員と高校生との座談会等の実施を検討することとしたいと考えております。

それから、真ん中の欄の一番下の丸ですが、委員会による意見交

換会の実施ということで、先月、成長戦略特別委員会におきまして、SCOP TOYAMA入所起業家との意見交換会を実施したところでございます。昨日、改めてその課題整理等のための委員会も開催されました。

次に、4番、新たな機能強化の取組でございます。

(1) 議会におけるITの活用でございます。

2番目と3番目の丸ですが、6月定例会から本会議、常任委員会でタブレット端末の試行導入を開始したほか、予算特別委員会で大型ディスプレイの利用を開始しまして、ペーパーレス化の推進に取り組んでいるところでございます。

それから、先ほど説明があったとおり、2月定例会に議案の提出を予定しておりますが、会議規則の改正、それから委員会条例の改正を予定しております。

右のほうに行きまして、今後も引き続き、タブレット端末等を活用した議員活動、議会運営の実施を推進していくほか、ペーパーレス化等を通じまして資料の印刷、編綴、配付業務の軽減等効率的な議会運営を実施することとしたいと考えております。

また、他県で導入が始まっておりますペーパーレス会議システムの導入についても検討してまいりたいと考えております。

次のページに参ります。(2) 危機管理対応でございます。

7月にメーリングリストの送受信テストを実施したほか、危機管理対応マニュアルに基づきまして、今年度も11月定例会中に議場・傍聴席からの避難訓練を実施しております。

あわせて、一部議員のオンライン参加による各会派代表者会議を模擬開催しております。

右に行きまして、来年度以降もさらに改善しながら、継続的に実施することとしたいと考えております。

(3) 男女共同参画の推進でございます。

2番目の丸ですが、9月にハラスメント防止研修を実施し、これ

を踏まえまして、先ほど説明があった要綱の制定を予定しております。今後もハラスメント防止研修を継続的に実施していくこととしたいと考えております。

5、その他でございます。12月議会で県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を制定したところでございます。4月1日から施行することとなっております。

今後、議会で取得または保有する個人情報の取扱いについて、見直しも含めて検討していくこととしたいと考えております。

説明は以上でございます。

瘡師委員長 ありがとうございます。

令和4年度の実施結果、検討結果については、皆さん御承知のとおりでございますが、右側の今後の方向性については、新年度に策定する新たな行動計画にも関係してきますので、それを踏まえまして、何か御意見、御質問等があればお願いしたいと思います。

では順に、自民党さんから、今後の方向性を踏まえて、新年度の行動計画をどうすればいいか、何かそのようなことで結構ですのでお願いします。

奥野委員 進めていただければいいと思いますけれども、1点だけちょっと気になっているのが、このペーパーレス化、本日タブレットを持って来てなくて大変失礼しておりますけれども、このタブレット端末ですが、試行的にスタートして貸与という形でやっておりますけれども、個人的な感想からすると、使い勝手はそんなに良くないなと思っています。個人のパソコンとタブレットをそれぞれ使い分けたりしておりますけれども、これ、ずっと貸与という感じなんですかね。システムがどうのというよりは、これを例えば買い取って個人所有にするとか、そのような話は、IT活用検討委員会でどういう検討がされたのかよく分からないんですけれども、このままずっと試行期間を過ぎても貸与のタブレットで行くということになるんでしょうか。

瘡師委員長 しばらくはそうじゃないかと思いますが。

事務局（柏議事課課長補佐） この端末は県で購入したのですが、引き続き貸与ということで進めていきたいと思っております。

奥野委員 取りあえず令和5年度も貸与のまま進めるという、それでも結構かと思うんですけども、必ずしも貸与のまま使うのが使い勝手がいいと言われると、そうでもないなと思っているので、またそういうところも、今後どうやって運用していくのかというのはこれからもちよっと検討を続けていただければと思います。

瘡師委員長 はい、承りました。

それでは、新令和会さん。

亀山委員 先ほどの説明の中にも出てきたんですが、タブレット端末を一旦3月15日までに回収すると。回収した後にパスワードも変更するのは分かるんですが、そのタブレットをまたその方に貸与というか、例えば、パスワードを変更されても同じタブレットが来るのであれば、中のものをそのまま残しておいても影響がないんじゃないですか。一旦抜かなきゃいけないんですか。

事務局（柏議事課課長補佐） 継続される方には、パスワードも中身も特に何も触らないまま、そのままお返しするということになります。ですので、投票結果を見て作業を行います。

瘡師委員長 立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 一応、これまでの検討過程において現段階で到達している方向性だと思うので、新たに出発したところで、また引き続き必要な協議は行うべきかと思っております。

瘡師委員長 日本共産党さん。

火爪委員 新年度、議会改革推進会議で、今後の方向性については改めて議論、確認を思うので、今年度のまとめとしてはこれでいいと思います。

瘡師委員長 公明党さん。

吉田委員 私も、新しく選ばれた人でまた検討をしていただきたいと

思っております。

瘡師委員長 御意見等ありがとうございます。

それでは、本日の皆様方からの御意見も踏まえまして、修正等については私に御一任いただきたいと思います。

そして、進捗状況については、新年度の第1回会議で最終の確認をいたします。

以上で本日の議事は終わりました。この際、ほかに何か御意見等ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 それでは、これをもって第5回議会改革推進会議を閉会いたします。

なお、この後、今年度の議会改革の取組実績・検討結果について、私から議長へ報告いたします。その後、11時30分から議長応接室で議会改革の取組の所感も含めまして、議長との記者会見を予定しておりますので、御了承願います。

最後に、委員の皆様には、昨年5月27日の第1回会議以来、これまで熱心に御議論いただくとともに、今年度の行動計画に基づく取組に御協力いただきました。改めて皆様方に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。